八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できるときは、目視又は図面による検査に替えることができる。
九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九　火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
十　第二十五条の二第十一号の警戒設備	十　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

別表第四中第十七項を第十八項とし、第五項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　地下式一級火薬庫の基準	
一　第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況	二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。
三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三　火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。
四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五　搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備	六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
七　第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七　放爆用トンネルの維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
八　第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八　火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
九　第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九　火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
十　第二十五条の二第十一号の警戒設備	十　警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。